



別府市保育士等就労奨励事業補助金のご案内

対象者	別府市内の私立の認可保育園(又は認定こども園)で正規保育士等として就職した方で補助要件を満たす者 ※正規保育士等とは、保育士(又は保育教諭)として、期間の定めのない労働契約を締結し、就業規則の定めるところにより常時勤務する者をいいます。(以下同じ)
補助要件	上記対象者で、以下の2つの要件のいずれも満たすこと ・就職前1年以内に、市内の私立認可保育園(又は認定こども園)で正規保育士等として勤務した実績がない者 ・就職して1年以上勤務することを誓約する者
補助内容	① 就職して1年以上勤務することを誓約する者に10万円を交付(基本分) ② ①を受けた者が、2年以上継続して勤務した場合に10万円を交付(追加分)
申請に必要な書類 ①基本分	・別府市保育士等就労奨励事業補助金(基本分)交付申請書兼交付請求書 ・誓約書 ・就労証明書 ・保育士等の資格が確認できる書類(保育士証、幼稚園教諭免許状等の写し) ・履歴書(市販の履歴書を使用してください。顔写真は省略可。)
申請に必要な書類 ②追加分	・別府市保育士等就労奨励事業補助金(追加分)交付申請書兼交付請求書 ・履歴書(市販の履歴書を使用してください。顔写真は省略可。) ・在籍証明書
申請期限	①就職した日から3か月以内 ②要件を満たした日から3か月以内
申請及び問い合わせ先	別府市役所 子育て支援課 保育支援係 (0977-21-3099)
注意事項	※申請期限を過ぎての申請は受け付けできませんのでご注意ください。 ※①②ともに、1人1回限りの交付となります。(交付を受けた方は再申請不可) ※①の交付を受けた方は、就職日から起算して1年以内に次の変更が生じた場合は、市に届出が必要です。【保育所等を退職したとき・勤務先を変更したとき・正規保育士等でなくなったとき】 ※誓約に反し、就職の日から起算して1年以上継続して勤務しなかったときや、偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることとなります。詳しくはお問い合わせください。
その他	申請に必要な書類は、別府市公式ホームページからもダウンロード可能です。 市内には、私立認可保育園が20か所、私立認定こども園が10か所あります。詳しくは別府市公式ホームページに掲載の「教育・保育施設一覧」をご覧ください。

